

令和 6 年 10 月 21 日

報道機関 各位

隠岐の島町選挙管理委員会
(隠岐の島町 総務課)

隠岐の島町長選挙(令和 6 年 10 月 20 日執行)に係る投票用紙の交付ミスについて

1. 発覚事案

隠岐の島町長選挙(令和 6 年 10 月 20 日執行)における、当日投票において、1 つの投票所で今回無投票となった隠岐の島町議会議員補欠選挙の投票用紙を投票者に交付し、隠岐の島町長選挙の投票を行わせる事案が発生しました。

投票を終えた方が事務員に対し「町議会議員補欠選挙と書いてあったが」と言ったことで確認をしたところ、誤った投票用紙を交付していたことに気づいたものです。

誤った投票用紙で投票を行ったのは 22 名です。

2. 発生要因

(1)告示日(令和 6 年 10 月 15 日)以前に、隠岐の島町長選挙及び隠岐の島町議会議員補欠選挙の投票用紙を準備し封印作業まで終えていたため、無投票となり本来は不要であった隠岐の島町議会議員補欠選挙の投票用紙を、隠岐の島町長選挙投票用紙とともに、投票所事務員に渡したため。

(2)当日投票所において、「投票事務の手順書」の確認不足があったため。

3. 対応

今回、誤って交付した投票用紙は、隠岐の島町選挙管理委員会が調整し、選挙当日に投票所へ送致したものであります。また、投票所事務員が投票者に交付したものであることから、公職選挙法に定める「無効となる投票」のうち、「所定の用紙を用いないもの(メモ用紙等)」と言い難い状況があります。あわせて、今回投票所で行われる選挙は隠岐の島町長選挙のみでありますことから、投票者の意思を尊重し 22 票を有効投票として取り扱いました。

なお、本件につきましては、投票所から返送された投票用紙の残枚数を確認するとともに、開票を行う前に開票立会人に意見を求め、隠岐の島町選挙管理委員会で判断しました。

4. 再発防止について

事務手続きにおけるミスが生じないように、選挙事務に従事するすべての職員で、改めて選挙事務における手順書の確認を行い、細心の注意を払い適切な選挙事務に努めてまいります。

5. お問い合わせ先

隠岐の島町選挙管理委員会(隠岐の島町役場総務課)

電話 : 08512-2-2111 FAX : 08512-2-6005